

令和7年度国民健康保険税率などについて

問 市民健康課 国保年金係 ☎72-5166

国民健康保険税は、国民健康保険を支える貴重な財源として、加入者（被保険者）が病気やけがをしたときに、保険給付するために世帯ごとに課税されます。

国民健康保険制度は、平成30年に国民健康保険財政の安定化を図るために都道府県単位で広域化され、県が財政運営の責任主体となり、医療費などの保険給付費は全額県から市町村に交付されており、その財源として市町村は県に国民健康保険事業費納付金を納めています。

市では、将来にわたって安心して医療が受けられるように、安定的な財政運営を目的に、令和7年度国民健康保険税率などを下記の通り改定します。

区 分	所得割		均等割		平等割	
	改定前	改定後	改定前	改定後	改定前	改定後
医療分	8.0%	8.4%	21,800円	23,600円	16,200円	16,200円
後期高齢者支援金等分	2.5%	2.5%	7,900円	7,900円	7,600円	7,200円
介護納付金分	2.2%	2.2%	8,300円	8,300円	5,800円	5,800円
合 計	12.7%	13.1%	38,000円	39,800円	29,600円	29,200円

医療分 加入者の医療費の支払いに充てられます。

後期高齢者支援金等分 後期高齢者医療保険制度を支えるための財源に充てられます。

介護納付金分 40～64歳までの加入者がいるときに課税されます。介護保険制度を支えるための財源に充てられます。

所得割 世帯の国保加入者の前年の課税所得に応じて計算されます。前年の所得がない方にはかかりません。

均等割 世帯の国保加入者数に応じて計算されます。

平等割 1世帯当たり定額です。

がけ地などの危険区域からの居住移転に対する補助制度があります

申・問 危機管理室 ☎72-5160

土砂災害特別警戒区域などのがけ地にある住宅の移転に要する費用の一部を補助します。事前に申請・審査が必要です。別途詳細な要件などはお問い合わせください。

補助内容

要件を満たせば、次の全ての補助を受けることができます。

- ①現在お住まいの住宅の除却費など（木造の場合は上限3万1,000円/㎡）
- ②引越費用など(上限97万5,000円)
- ③移転先となる住宅の新築や購入のための借入金の利子相当額(上限421万円)

申請期限 8月29日(金)



特殊詐欺等被害防止機能付き電話機の購入費用の一部を補助します

申・問 危機管理室 ☎72-5160

オレオレ詐欺などの特殊詐欺被害の防止対策として、特殊詐欺等被害防止機能付き電話機の購入などにかかる費用の一部を補助する事業を行っています。

補助対象者 市内在住で、満60歳以上の方または満60歳以上の方と同一の世帯の方

対象機種など

①警告音声を発する機能と通話の自動録音機能

②迷惑電話番号データベース登録の電話番号などからの着信を拒否する機能または警告表示をする機能

※①・②のどちらかを搭載した電話機または外付け機器。

補助金額 上限1万円

申請期限 令和8年1月末予定

補助要件など 1世帯につき補助は1回限り など



市内で創業をお考えの方を応援します

申・問 観光・地域産業創造課 産業創出係 ☎72-5183

国東市創業支援セミナー

創業時に必要な“経営・財務会計・販路開拓・人材育成”の知識が習得できるセミナーを開催します。事業計画の立て方、資金調達の方法など創業に必要な基礎知識や、創業への心構えなどを分かりやすくお伝えします。創業をお考えの方や、創業にご興味をお持ちの方は、ぜひご参加ください。受講料は無料です。

開催日	時間（場所）	内容
第1回 5/8(木)	午後6時30分～8時30分 (国東市役所本庁2階201会議室)	・財務会計の基礎知識 ・ビジネスプランと資金計画づくり
第2回 5/15(木)		・コロナ時代のWEBマーケティング ・初めての雇用～5つのポイント～
第3回 5/22(木)		・事業計画書の作成演習
第4回 6/5(木)		セミナー前に資金調達の個別相談会も開催！ ・事業計画書の発表会（4人程度） ・創業融資制度などのご紹介

申込期限 5月2日(金)

国東市創業支援公募補助金

創業を促進し、地域経済の活性化と雇用拡大を図ることを目的に、創業時に必要な初期費用について最大150万円(経費の2分の1以内)の補助金を交付します。あなたの「夢」や「思い」の実現に、お役立てください。

補助対象経費

店舗の新築・改装費、備品・設備費、広報費など

スケジュール

申込期限 6月19日(木)

審査会 7月上旬予定 ※プレゼンテーション

リチウムイオン充電電池小型充電式電池と水銀温度計などの窓口回収を始めます

問 環境衛生課 環境衛生係 ☎72-9001

4月から「小型充電式電池」および、これまで不燃物で回収していました「水銀体温計などの水銀使用製品」について事故の未然防止のため窓口回収を実施します。

回収対象品

市内のご家庭で家庭用として使用していた「小型充電式電池」や「水銀使用製品」に限ります。

①小型充電式電池

- ・小型充電式電池（リチウムイオン充電電池、ニッケル水素充電電池、ニカド充電電池）・モバイルバッテリー（小型のもの）
- ・加熱式タバコ・電子タバコ

※あらかじめ電極にビニールテープを貼るなど絶縁してください。

※乾電池などはこれまで通り、不燃物で分別して出してください。

※自動車用バッテリー、2輪車用バッテリー、電動アシスト自転車用バッテリー、ポータブル電源装置などは回収できません。

②水銀使用製品（ガラス管の内部の表示が銀色の物）
・水銀体温計・水銀温度計・水銀血圧計
※ケースに入れたまま（またはビニール袋に入れて）、お持ちください。

※赤い液のアルコール温度計は、水銀を使用していないので回収できません。

回収場所

- ・環境衛生課・各総合支所窓口
(平日開庁時 午前8時30分～午後5時)
- ・クリーンセンター窓口
(平日および第2日曜日の受入日 午前9時～午後3時45分)

